

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令 新旧対照表（下線部が変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>第1章～第14章（略） 別表1～別表7（略） 別紙1（略） 別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） 第1（略） 第2 陸上関係 1（略） 2 公共業務用無線局 (1) 防災行政用 防災行政用無線局の審査は次の審査により行う。 ア～ウ（略） エ 回線構成等 (ア)（略） (イ) 市町村等の場合 A（略） B 移動系 (A)～(C)（略） (D) データ伝送系 (13)によること。 オ 通信系別の審査は次の規定により行う。 (ア)・(イ)（略） (ウ) 移動系 A～E（略） F 広域共通系 地域防災関係機関等と通信を行う市町村等に対し、特に必要がある場合は広域共通波を指定す</p>	<p>第1章～第14章（略） 別表1～別表7（略） 別紙1（略） 別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） 第1（略） 第2 陸上関係 1（略） 2 公共業務用無線局 (1) 防災行政用 防災行政用無線局の審査は次の審査により行う。 ア～ウ（略） エ 回線構成等 (ウ)（略） (イ) 市町村等の場合 A（略） B 移動系 (A)～(C)（略） (D) データ伝送系 2(13)によること。 オ 通信系別の審査は次の規定により行う。 (ア)・(イ)（略） (ウ) 移動系 A～E（略） F 広域共通系 地域防災関係機関等と通信を行う市町村等に対し、特に必要がある場合は広域共通波を指定する</p>

ることとする。

なお、広域共通波を指定する場合の基準は、(3)によること。

G～I (略)

カ～シ

ス 周波数の使用条件等

(7) 都道府県における 60MHz 帯、150MHz 帯及び 400MHz 帯(テレメーター系を除く。)の周波数(防災相互通信用と同一周波数を除く。)は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期に 260MHz 帯に移行することとする。

(イ) 市町村等における 150MHz 帯及び 400MHz 帯(テレメーター系を除く。)の周波数(防災相互通信用と同一周波数を除く。)は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期に 260MHz 帯に移行することとする。

(ウ) 防災行政用無線局における 150MHz 帯の防災相互通信用と同一の周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する場合に限るものとし、「この周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する無線局との間の通信を行う場合に限る。」旨の付款を付して指定するものとする。

(I) (略)

セ (略)

別表(1)－1～別表(1)－4 (略)

(2)・(3) (略)

(4) 消防用

消防用無線局の審査は次の基準により行う。

こととする。

なお、広域共通波を指定する場合の基準は、別紙2第2の2(3)によること。

G～I (略)

カ～シ

ス 周波数の使用期限

(7) 都道府県における 60MHz 帯、150MHz 帯及び 400MHz 帯(テレメーター系を除く。)の周波数は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期に 260MHz 帯に移行することとする。なお、60MHz 帯の周波数使用期限は、平成19年11月30日までとする。

(イ) 市町村等における 150MHz 帯及び 400MHz 帯(テレメーター系を除く。)の周波数は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期に 260MHz 帯に移行することとする。

(ウ) (略)

セ (略)

別表(1)－1～別表(1)－4 (略)

(2)・(3) (略)

(4) 消防用

消防用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～カ (略)

キ その他

(7) 周波数の使用期限

消防用無線局における 150MHz 帯の周波数(防災相互通信用と同一周波数を除く。)の使用は、平成 28 年 5 月 31 日までとし、現に指定を受けている周波数及び 150MHz 帯の周波数の電波を中継する無線局に指定する周波数を除き、新たに 150MHz 帯の周波数は指定しないこととする。

(1) 消防用無線局において 150MHz 帯の防災相互通信用と同一の周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する場合には、当該周波数に「この周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する無線局との間の通信を行う場合に限り。」旨の付款を付して指定するものとする。

(ウ) (略)

別表(4) (略)

(5) 防災相互通信用

ア 免許方針

(7)～(イ) (略)

(オ) 無線局の目的

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体が開設する無線局の目的については、当該機関がそれぞれの職務を遂行するために無線局を開設する場合と同様(例：警察用、海上保安用、防災行政用、消防用、鉄道軌道事業用等)であること。ただし、防災相互通信用の周波数により、他の防災関係機関所

ア～カ (略)

キ その他

(7) 周波数の使用期限

消防用無線局における 150MHz 帯の周波数の使用は、平成 28 年 5 月 31 日までにとし、平成 23 年 6 月 1 日以降は、現に指定を受けている周波数を除き、新たに 150MHz 帯の周波数は認めないものとする。

(1) (略)

別表(4) (略)

(5) 防災相互通信用

ア 免許方針

(7)～(イ) (略)

(オ) 無線局の目的

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体が開設する無線局の目的については、当該機関がそれぞれの職務を遂行するために無線局を開設する場合と同様(例：警察用、海上保安用、防災行政用、消防用、鉄道軌道事業用等)であること。ただし、防災相互通信用の周波数のみにより開設する無線局の

属の無線局と通信を行うことのみを目的として開設されるもの場合は、防災対策用であること。

B (略)

(カ) (略)

(キ) 通信事項

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体所属の無線局の場合は、当該機関及び地方公共団体がそれぞれの職務を遂行するために開設する無線局と同様(例：警察事務に関する事項、海上保安事務に関する事項、防災行政事務に関する事項、消防の任務に関する事項、鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項等)であること。ただし、防災相互通信の周波数により、他の防災関係機関所属の無線局と通信を行うことのみを目的として開設されるもの場合は、防災対策に関する事項であること。

B (略)

(ク)・(ケ) (略)

(6)～(19) 略

3・4 (略)

第3～第5 (略)

別紙3 (略)

場合は、防災対策用であること。

B (略)

(カ) (略)

(キ) 通信事項

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体所属の無線局の場合は、当該機関及び地方公共団体がそれぞれの職務を遂行するために開設する無線局と同様(例：警察事務に関する事項、海上保安事務に関する事項、防災行政事務に関する事項、消防の任務に関する事項、鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項等)であること。ただし、防災相互通信の周波数のみにより開設する無線局の場合は、防災対策に関する事項であること。

B (略)

(ク)・(ケ) (略)

(6)～(19) 略

3・4 (略)

第3～第5 (略)

別紙3 (略)